（裏　面）

（都道府県知事／防衛大臣／陸上総隊司令官等）殿

（取扱物資の保管を命ぜられた者）（直筆）

取扱物資保管状況等報告

標記について、下記のとおり報告する。

記

取扱物資の保管状況	
確認した年月日	
記載事項との間の相違の有無及び内容	
相違の理由	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1　「取扱物資の保管状況」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「　（物資を記入）の　台は良好、　台が不良（故障）。　（物資を記入）の　リットルについては良好。　（物資を記入）の　（数量を記入）はすべて不良。」）
2　「確認した年月日」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「　年　月　日」）
3　「記載事項との間の相違の有無及び内容」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無」と記載（報告）し、相違が有る場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。（例えば、「有（　（物資を記入）の　（数量を記入）減。）」）
4　「相違の理由」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が有る場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合には、空欄とし、又は斜線を引く。
　なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

注：1　取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第124条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
　　2　報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（裏　面）

（都道府県知事／防衛大臣／方面総監等）殿

（取扱物資の保管を命ぜられた者）（直筆）

取扱物資保管状況等報告

標記について、下記のとおり報告する。

記

取扱物資の保管状況	
確認した年月日	
記載事項との間の相違の有無及び内容	
相違の理由	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1　「取扱物資の保管状況」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「　（物資を記入）の　台は良好、　台が不良（故障）。　（物資を記入）の　リットルについては良好。　（物資を記入）の　（数量を記入）はすべて不良。」）
2　「確認した年月日」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「　年　月　日」）
3　「記載事項との間の相違の有無及び内容」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無」と記載（報告）し、相違が有る場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。（例えば、「有（　（物資を記入）の　（数量を記入）減。）」）
4　「相違の理由」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が有る場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合には、空欄とし、又は斜線を引く。
　なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

注：1　取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第124条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
　　2　報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。	［同上］
一～四　［略］	一～四　［同上］
五　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事教育部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備計画部長、陸上総隊司令部幕僚長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊関東補給処長、陸上自衛隊教育訓練研究本部長、陸上自衛隊教育訓練研究本部副本部長及び陸上自衛隊補給統制本部長	五　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事教育部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備計画部長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、中央即応集団司令官、陸上自衛隊幹部学校長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊関東補給処長、陸上自衛隊研究本部長及び陸上自衛隊補給統制本部長
六～十　［略］	六～十　［同上］